

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と

処遇改善を求める要望意見書

平成26年成立の「医療介護総合法」は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかならない。医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助でというものである。ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものとする。介護分野でも、要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し、「全国一律の保険給付から地域ごとの事業へ」と変容させることなどが盛り込まれている。限られた介護保険財政と人材の中でさらに自治体財政を圧迫することになる。

また、医療・介護の現場は現在も深刻な人員不足の中、長時間・過密労働で疲弊しきっている。医療・介護の崩壊をくい止め、安全・安心な医療介護を提供する上でも大幅増員と賃金改善が急務である。そして、診療報酬・介護報酬の改善なしには、増員も賃金・労働条件の改善もないといっても過言ではない。

以上のことから、下記の事項について要望する。

記

- 1 国の公的責任を自治体・住民に転嫁した医療介護総合法について、自治体・住民に負担をかける対策を国の責任として講ずること。
- 2 安全・安心な医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員を大幅にふやすこと。
- 3 国民（患者・利用者）の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬・介護報酬に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

大空町議会議長 近藤 哲雄

【 送 付 先 】

- ・ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三
- ・ 財務大臣 麻 生 太 郎
- ・ 総務大臣 高 市 早 苗
- ・ 文部科学大臣 下 村 博 文